

地方における唱歌教育の黎明 ～能勢栄と明治10年代の長野県の唱歌教育について～

中山裕一郎 芸術教育講座

キーワード：唱歌教育，能勢栄，長野県，バイオリン

はじめに

1872（明治5）年の「学制」発布により、日本の学校教育はスタートした。小学校のカリキュラム中に示された教科目には「唱歌」が含まれていたが、「当分之ヲ欠クコトヲ得」と但し書きが添えられ、実施は「当分」見送られた。教材の作成や実施のための指導者養成の目途がまったく立たなかったからである。唱歌を実施しようという機運が高まるのは明治10年代に入ってからのもので、明治12年には唱歌教育実施に向けての調査研究機関音楽取調掛が設置される。2年後の14年11月には初の唱歌教科書『小学唱歌集 初編』が刊行される。日本の一般の学校に唱歌教育が徐々に普及し始めるのは同10年代も後半に入って以降のことである。しかしながら、その実施状況は地方によってさまざまであった。とりわけ大きな課題となったのは指導者の確保とその養成をいかにするかという点だった。

能勢栄（1852～1895）が初の専任校長として長野県師範学校へ着任したのは明治15年7月である。明治18年10月までの3年余りの在任期間は、日本における唱歌教育への取り組みが端緒についた時期と重なる。能勢は、在任期間中、同校の教育課程の改革や、県下の学校教育の改革に積極的に取り組んだ。それらの改革の一つが唱歌教育に関するものであった。能勢は県下に唱歌教育を普及させるための講習会の開催やバイオリンによる唱歌教育の実施など、他県に先駆け、長野県独自の活動を展開した。その独自さゆえに、場合によっては中央の伊澤修二と対立することさえあった。

能勢に関する先行研究はいくつか存在する。¹⁾ここではそれらを踏まえ、地方史における史料を掘り起こしながら、能勢の業績をあらためてとどりたい。さらに、日本近代音楽教育史全体の中での能勢の業績の意味についても考えたいと思う。

1. 明治10年代前半の長野県における唱歌教育の状況

能勢栄が県師範学校へ着任した明治15年頃の長野県内における唱歌教育の普及状況はどうだったのだろうか。明治15年4月に出された「小学校校則改正」についての県布達文書には、小学校初等科の教科目について以下のように記されている。唱歌が教科目の一つとしてあげられていたにもかかわらず、「但シ」書きにより、そのみが例外的に実施義務から除外されていた。「学制」発布時の状況が続いていたことが分かる。

（前略）

第四条 小学初等科ハ修身 読書 習字 算術ノ初歩及ヒ唱歌 体操トス 但シ唱歌ハ当分之ヲ欠ク

第五条 小学中等科ハ小学初等科ノ修身 読書 習字 算術ノ初歩及ヒ唱歌 体操ノ続キニ地理 歴史 図画 博物 物理ノ初歩ヲ加ヘ殊ニ女子ノ為メニハ裁科ヲ設クルモノトス（以下略）²⁾

第五条の小学校中等科における記述には初等科のような「但シ」書きは付されていない。だが、続く教科目個々の解説の中には唱歌に関して一切触れられていない。少なくとも布達の出された時点で、長野県内の小学校課程での唱歌の授業は、まったく実施されていなかったといえる。

一方、唱歌を教える教員を養成するための各府県の師範学校でも、唱歌の授業の実施は大幅に遅れていた。長野県についても状況は同様であった。明治13年11月に出された「長野県小学師範学校規則」には、「漢文」「作文」「地誌」「歴史」などの学ぶべき教科目が列挙され定められている。「画学」については「(課程二年目の)前半期一週三時 写生製図」と、実施時期、時間数、内容にまで明記されている一方で、「唱歌」についてはまったく触れられていない。³⁾ 下記の文章は、明治13年12月の時点での長野県師範学校での授業実施の状況について書かれたものである。ここでも、教科目中「唱歌」のみが実施対象から除外されている。

松本支校には本科の外に一期生と称せる特別の科あり、此の科は修業半ヶ年にして修了し、本科は二ヶ年の制なり、今その学科は修身・国語・漢文・作文・数学・教育・習字・地理・化学・博物・図画・体操等にして今日何れの学校にも一科として存置する唱歌だけは欠如されたり。⁴⁾

この状況は全国的なものであり、長野県に限られたものではなかった。しかし、わずか2年後の明治15年、長野県における唱歌教育をめぐる状況は能勢の着任によって大きく変わることになる。

2. 能勢による唱歌教育

1) 県師範学校における唱歌授業の開始

学習院教授から長野県師範学校の初の専任校長として着任した能勢は、精力的に同校師範学校規則の改正に着手し、教科目の再編や学期制の改革に取り組んだ。市川本太郎は『長野師範人物史』の中で、当時の状況について以下のように述べている。

能勢校長は着任早々九月、文部省達師範学校教則大綱に基き師範学校規則を改正した。初等・中等・高等の三科をおき、従来二年ずつであったものを、初等一年、中等二年半、高等四年に改正した。事実では中等と高等の二科をおき入学二年を経て本人の希望と学校の勧告でいずれかに分け、中等科にはさらに半年の教育理論と実際教育を履修させ、高等科にはさらに引き続いて二年学修し、その間に学校管理法、実地授業を行わしめた。たまたま師範学校制度の改革時にあたり、従来の短期速成法を改めて本格的養成に切り換え、資質の高い教員を供給する養成計画としたのである。⁵⁾

ここに記されているように、着任からわずか2ヶ月後の9月には「長野県師範学校教則」が大幅に改正される。そこにはそれまで実施されていなかった「唱歌」の授業が学科課程の中に必修科目として位置づけられている。⁶⁾ それにともない、「長野県師範学校通則」も改正される。そこには試業つまり試験に関する内容が具体的に明記されている。

○試業規則

第十条 唱歌ハ修得セシ歌曲ニ就テ其一ニヲ唱ハシメ或ハ其ノ楽譜ヲ記サシム⁷⁾

このように、唱歌に関して定期的な試験を実施し、その実力をはかろうとしている。

さらに翌10月には同教則が一部改正される。そこでは、唱歌の授業実施の目的と内容について、下記のように示されている。

唱歌 唱歌ハ心情ヲ感発シ高雅優美ノ性ヲ喚起シ大ニ脩身道德上ニ裨益アル者ナリ 風琴箏胡弓等ノ如キ音調純正ノ楽器ヲ用ヒ雅美活潑ナル歌詞ヲ撰ミ唱ハシムレバ生徒ノ志操ヲ高尚ニシテ精神ヲ癒快活潑ナラシメ且友愛ノ情ヲ誘起スルモノナリ 故ニ各級ヲ通シ之ヲ課シ初ニ単音ヲ授ケ其音律ヲ正フニ次ニ複音諸重者（音一原注）唱歌ヲ授ケ互ニ声調ヲ和シテ唱ハシム⁸⁾

唱歌の実施による精神面とりわけ「修身道德上」の有用性が強調されている。また、授業実施にあたっては、風琴（オルガン）や箏や胡弓などの楽器を用いて授業を行おうとしていることが分かる。唱歌の実施の意義・目的そして示された使用楽器の種類については、中央の音楽取調掛の方針に沿うものであった。

また、同じ教則中には、授業時間の配当や大まかな授業内容についても示されている。それによれば、4年間の在学期間中、1～2年次では単音唱歌（単旋律唱歌）の授業が「隔日三拾分間」（1日おきに各30分間）実施され、3年次では内容が単音から「複音」（2声）となり、4年次では「諸重音」（2～4声）へと展開することが明記されている。この時点、つまり単旋律のみによる「小学唱歌集」が発行された翌年に、既に「単音」唱歌の学習の延長線上に「複音」或いは「重音」、つまり多声部による「唱歌」の学習を射程に置き、位置づけていることは興味深い。

では、実際の授業はどのように展開されたのだろうか。明治15年11月7日付の「信濃毎日新聞」には以下のような記事が掲載されている。

○唱歌体操教授 過般本県師範学校長能勢君及び体操教師某氏共に当支校へ出張の際新たに教課に加挿せられたる唱歌は当支校の助教諭磯野氏が校長より伝習を受け日々午後一時間宛師範学校生徒及び中学校生徒に先頃より唱歌図に就き楽譜と音調とを教授せられたりしが追々熟達の様様に付楽器に就ての授業も不日施行せらる然して楽器は先に能勢君より伝習の節は同君が欧州より購ひ来られたる日耳曼製の「バイオリン」を以て授業せられたるが是は非常に高価の物にて購求容易ならざれば胡弓を以て代用せられ風琴の代用には従来の狄琴を以てし二器相合奏して授業せらる。⁹⁾

これは松本にあった師範学校分校での授業実施についての記述である。ここには長野市の本校から出張してきた能勢校長から直接指導を受けた「助教諭磯野氏」が分校での生徒の指導を担当したとある。「磯野氏」がどのような人物であるか不明だが、おそらく音楽取調掛による唱歌掛図（拡大楽譜）初編或いは続編を用いて分校での指導をおこなったと考えられる。楽器は胡弓と狄琴（月琴）が、風琴（オルガン）の代用として用いられたとある。興味深いのは、校長の能勢が「バイオリン」つまりバイオリンを使って助教の「磯野氏」に対して唱歌の伝習をおこなったという点である。能勢は、バイオリンによる唱歌教育を構想していた。

2) バイオリンによる唱歌教育の実践

明治15年10月に改正された「長野県師範学校規則」の中では、唱歌の伴奏楽器として、風琴（オルガン）、箏、胡弓が挙げられていたはずである。しかし、先の新聞記事は、能勢校長自らバイオリンを使って唱歌の授業をおこなったと報じている。なぜ、バイオリンだったのだろうか。

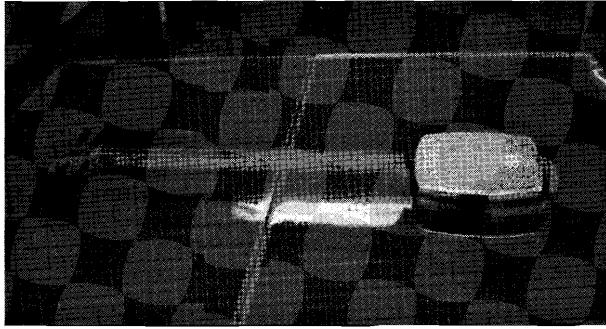
唱歌の授業をバイオリンによって行おうという考えは、音楽取調掛の当初の方針の中にも存在していた。同掛では、唱歌教育にとってもっとも有用な楽器としてさえバイオリンを挙げていた。にもかかわらず、習得に時間がかかることや楽器自体が非常に高価であるという理由により音楽取調掛が実際の普及に力を入れたのは胡弓と風琴であった。重要なのは、明治15年11月の時点で、バイオリン使用の断念は、中央において既定のことであったという点である。それゆえ、能勢のバイオリンによる唱歌教育は、中央の方針に違背するものであった。

さて、先の新聞記事には、高価で入手が困難なバイオリンの代用として胡弓が用いられたとある。しかし、能勢は、バイオリンで唱歌教育を行おうという考えを捨てることをしない。そして、入手困難なバイオリンの代用品を、より身近な日本の楽器の改良によって得ようとした。身近な日本の楽器とは三味線である。能勢は、同じ絃楽器である三味線を改良し、あらたにバイオリンの代わりとなりうる楽器を造り出そうと考えた。いわゆる能勢による「模造バイオリン」或いは「三味線バイオリン」の製造である。明治13年に同校を卒業し、明治21年より同校に教員として勤務した予良熊太郎は、以下のように回想している。

僕は或朝師範学校の門前に至りしに、何やら笛の音の如きものを聞きたるに、行つてみるとバイオリンというものであつた。能勢校長は自ら伊太利製のバイオリン価七十円の物を持って来て唱歌の教授をしたのである。僕等は師範学校に行つて唱歌のみならず、教育学・心理学・教授法・管理法・体操等の新設学科を参観してそのしび大要を知るを得た。(中略)僕は能勢校長の心配により練習用として三味線に四筋の糸を張りたるものを三味線屋に作らしめて手に入れた。¹⁰⁾

この能勢創案による楽器についての記述は他にもいくつかある。しかし、この予良による記述を超えるものはない。つまり、能勢の考案した模造バイオリンとは、通常の3本の弦を持つ三味線に新たに弦を1本加え、4本にしただけの楽器と言うことになる。残念ながら、当時制作された実物は残存していない。〔写真〕はこれらの記述を元に復元製作された模造バイオリンである。低弦の一の糸の糸巻きに並んでもう一弦分の糸巻きが加えられている。この復元された楽器では、駒の位置を弦の中央部に向かって移動させている。棹の長さや重量を含め、大きさは通常の三味線と同じ。バイオリンのように片手で保持するだけでもかなりの負担がある。バイオリンは張力にすぐれたガット弦であるのに対し三味線は切れやすい絹糸である。絹糸は弓奏に耐えられたのだろうか。それとも別の奏法によつたのだろうか。また、何の経験もない教師たちが、この楽器を短時日で弾きこなすことが出来るようになったのだろうか。能勢の唱歌教育を特徴づけるとも言える模造バイオリンだが、その有用性や使用の実態については多くの疑問が残る。だが、なぜ能勢がそれほどまでにバイオリンにこだわつたのだろうか。バイオリンといえば、日本の唱歌教育の出発点で大きな役割を果たしたアメリカ人唱歌教師L. W. メーソンもその楽器を演奏したことが知られている。19世紀後半の欧米の唱歌(或いは音楽)の授業では、旋律を明示することが出来、フレージングなどの音楽的ニュアンスが表現できるバイオリンを使用することがごく一般的だった。アメリカ留学中の能勢も、バイオリンを使用した唱歌の授業をいずれかの場所で目にした可能性がある(この点に関しては、東京大学のヘルマン・ゴチェフスキ氏から、当時の欧米の唱歌教育の状況と能勢のバイオリンによる唱歌教育の実践とを関連させた、貴重な示唆をいただいた。¹¹⁾)

〔写真〕 模造バイオリン（三味線バイオリン）（筆者撮影）



松本市中央図書館資料室蔵

3) 教材と進展状況について

上述のような経緯でスタートした師範学校における唱歌の授業であるが、そこでの唱歌教育の内容や進捗はどうだったのか。教材として具体的に何が用いられたのか。また、一般の小学校ではどのような唱歌授業が展開されたのか。以下は、明治16年1月の師範学校開業式（始業式）の式次第を報じた新聞記事である。式の中では計6曲もの唱歌が歌われ、唱歌で式を閉じている。

明治十六年一月十二日師範学校開業式手続

第一 午前十時職員教員一同講堂ニ入り着坐

第二 大野県令着坐一同敬礼

第三 唱歌 松の木陰 見渡セハ 春ノ弥生

第四 校長能勢演述

第五 教諭衣笠弘祝文朗読

第六 高等一年生総代永井総吉祝文演述

第七 高等二級生総代花岡国太郎演述

第八 高等八級生総代春日ノ井清美祝文朗読

第九 中等五級生総代西要作演述

第十 大野県令祝辞ヲ述

第十一 唱歌 我日の本 若紫 君が代 右畢テ一同退散（以下略）¹²⁾

短期間での唱歌に関する教育の成果が示されていると同時に、その唱歌が式典の中で重要な位置を占めていることがわかる。さらに翌2月におこなわれた同校卒業証書授与式でも、式次第の中に「奏楽」が4度にわたって登場している。曲名から、「奏楽」はおそらく唱歌を意味していると思われる。また、卒業生による唱歌の授業も公開されている。新聞に報じられた式次第は下記の通り。

明治十六年二月十五日長野県師範学校第壱（八）学年前期卒業証書授与式手続

第一 午前九時職員 教員 生徒 参観人一同講堂ニ入ル

第二 大野県令鳥山大書記官着坐 一同敬礼

第三 奏楽 [大和撫子] [思出れば] 本校生徒之ヲ奏ス

第四 校長能勢栄演説並ニ本学期ノ成績 (マ) ヲ報告ス

- 第五 校長能勢栄卒業証書並ニ各級進級証書ヲ授与ス
 第六 卒業生長野小学生徒ヲ率テ講堂ニ入ル此時進行曲ヲ奏ス
 第七 奏楽〔見渡セハ〕〔我日本〕長野小学生徒之ヲ奏ス
 第八 卒業生田村豊穂脩身ヲ教授ス
 第九 卒業生青柳由平読方ヲ教授ス
 第十 卒業生羽田貞義博物ヲ教授ス
 第十一 卒業生永井総吉唱歌ヲ教授ス
 第十二 卒業生山本繁治 小林辰之介体操ヲ教授ス
 第十三 奏楽 若紫〔霞カ雲カ〕〔蛍ノ光〕
 第十四 長野小学生徒退場ス
 第十五 教諭塩谷吟策演述
 第十六 卒業生総代小野彪治郎答辞ヲ朗読ス
 第十七 卒業生総代青木仙松謝辞ヲ述ブ
 第十八 大野県令祝辞ヲ述フ
 第十九 奏楽〔五常〕〔蛍ノ光〕
 第二十 一同退散 (畢)
 二月十五日 長野県師範学校¹³⁾

長野県師範学校における唱歌教育が、順調に実効をあげている様子が見えてくる。だが、あまりにも順調に進んだがゆえに、先々の教材不足についての心配もしなければならなかった。以下は、明治16年4月2日に能勢が伊澤修二に宛てた手紙の内容である。

本県師範学校ニ於テハ昨年九月ヨリ唱歌教授ヲ実施致シ非常ノ勉強ヲ以テ先頃御省ヨリ御下附相成候唱歌掛図初編二巻ノ分ハ最早尽皆熟致シ候因テ尚ホ他之歌曲ヲ教授致度候共唱歌集ニ無之分ハ承知致シ下申然ルニ御掛ニ於テ陸続新曲御結製相成候由昨年十二月学事諮問会々員ヘモ御示シ相成候就テハ甚御迷惑ノ事トハ存シ候得共湊川、すめら御国、栄ゆく御代、こよやこよや、太平曲、^{<ママ>}三寺の鐘、千里の道等其他十数曲ノ譜ニ歌ヲ添ヘテ御写シ取り御下附相成度又既ニ御出版相成候唱歌集中之単音歌ニ属スル複音ノ譜モ御出来相成居候ハ、御下附相成度此段及請願候也¹⁴⁾

県師範学校が唱歌の授業を開始したのは明治15年9月。ここには、翌年4月までの約7ヶ月間に、音楽取調掛編纂による唱歌掛図初編及び続編（『小学唱歌集 初編』の33曲に相当）をすべて教授し終わり、生徒はそれらを既に十分熟知してしまったと記されている。その上で能勢は中央の伊澤に対し、もう歌うべき教材がないので、新曲の楽譜・歌詞を早く送ってほしいと要求している。要求の中には複音の曲も含まれている。その点を考えると、長野県師範学校では、当時としてはかなり水準の高い唱歌教育を目指していたということが推察される。このような長野県の状況は、他府県とは大きく異なっていた。他府県では、音楽取調掛で伝習を済ませた府県派出伝習生の帰県を待って、ようやく唱歌教育を開始するという順序になっていた。また、たとえ開始したとしても、それはごく初歩的な段階にとどまっていた。明治16年初頭の長野県師範学校におけるこのような状況は、他府県に比べ突出したものであったと言える。

4) 唱歌講習会の実施

能勢が県内への唱歌教育普及のためにとった方策の一つに、県下の教員を集めての講習会の実施がある。能勢は各郡長に対し、唱歌と体操の受講者を各郡の教員の中から選び師範学校まで送るよう要請した。受講者たちはそこで身につけたものを、帰郡後、他の多くの教員たちに伝習するという方式である。以下の文書は上伊那郡の郡長から郡内からの8名の訓導（教員）に対する講習会への出席要請である。

改正教則中唱歌体操其他授業法講習ノ為メ各小学校在勤ノ訓導中若干本月十日迄ニ師範本校へ出頭ノ儀其筋ヨリ通達有之候処時日切迫該訓導一般へ商議総代人推撰等ノ猶予無之幸此程各学務委員（戸長）出会ニ就協議ノ上郡長ノ指定ヲ以テ従前ノ各校組合ヨリ別記ノ訓導八名ヲ出頭セシメ候条追テ帰郡ノ上ハ夫々伝習方取計ハサスヘク且右出県ニ関スル旅費日当等ハ追テ各校学割ヲ以テ出途候事ニ協議相決候間前段ノ手續為念相達置

明治十六年一月九日

上伊那郡郡長伊谷脩¹⁵⁾

1月9日付けの文書により翌日の10日までに長野の師範学校本校へ出頭するように要請している。講習会に送り出す教員の選出についても「推撰等ノ猶予無之」というように、あわただしい中でかなり強引に事が進められたことが推察される。そして、講習会を受けた者は「帰郡ノ上ハ夫々伝習方取計ハサスヘク」というように、郡へ戻ってから他の教員たちに受講した内容を伝えることが期待されていた。以下は、講習会の様子を伝える新聞記事である。

（前略）現今本県下各郡ヨリ伝習ノ為ニ長野ノ師範本校へ参集シ毎日教授ヲ受ケ居ラル、教員ハ上水内郡ヨリ十一名 下水内郡ヨリ三名 上高井郡ヨリ二十名 下高井郡ヨリ四名 更級郡ヨリ九名 埴科郡ヨリ九名 北佐久郡ヨリ十二名 南佐久郡ヨリ八名 諏訪郡ヨリ九名 北安曇郡ヨリ七名 南安曇郡ヨリ四名 西筑摩郡ヨリ五名 上伊那郡ヨリ八名 下伊那郡ヨリ二名合シテ百二十一名外ニ特別ノ請願ニ因テ伝習ニ出タル者十名総計百二十一名右教員ハ何レモ各郡役所ヨリ其郡中ノ教員中名望アル者ヲ公撰シ学校費ヲ以テ派遣シタル者ナリ 伝習済ミタル後ハ其郡へ還リ他ノ教員へ更ニ伝習スルト云フ 伝習ノ科目ハ教育学 心理学 学校管理法 実地授業法 唱歌 体操也 此内教育学唱歌等ハ校長能勢栄氏自ラ教授セラレ実地授業ハ（下線筆者，以下略）¹⁶⁾

各郡より計121名の教員が受講し、教育学と唱歌については校長の能勢自身が指導したと報じている。この講習会については、その後の信州大学教育学部の年史の中でも、以下のように触れられている。

師範学校内に講習所を設け教授法伝習講習を行う。小学校では教則の改正に依つて新教科目が加わり何れもその教授になやんでいた。そこで教授法の伝習のために各郡から数名の伝習生を師範校に招集して講習をする。この講習で能勢氏は教育学を講じ「授業の目的は教師の教へ能ふ所のものにあらず、生徒の学び能ふ所のものなり、……自然の順序に従いて諸心力を開発すべし……然も活潑は児童の天性なり、動作に慣れしめよ、手を習練せしめよ」と教え、ヴァイオリンで唱歌を教授し、（中略）これによつて音楽・体操教育が県内に普及した。¹⁷⁾

能勢校長自身によるの唱歌の講習では、バイオリンが用いられたと記されている。この講習会は、師範学校から各郡長への直接の要請で行われたもので、能勢の主導の下で実施された。師範着任からまだ半年しか経過していない時点での活動である。丁度この時期、唱歌普及のために、音楽取調掛においても全国から府県派出伝習生を募集し、唱歌の講習を開始している。長野県ではそれらの活動を、自前でおこなったことになる。

2. 唱歌教育をめぐる長野県下の状況について

明治15年代から16年にかけての長野県における唱歌教育の端緒のかなりの部分が、能勢栄によって強くリードされてきた事については上記の通りである。だが一方で、明治16年代に入ると、能勢を中心とした進められた唱歌教育の普及に対し、ブレーキをかけるような動きも見られるようになる。以下は、明治16年6月に下高井郡の学務係から郡内の小学校に向けて出された、唱歌教育を見合わせるようにという通知である。

音楽唱歌ノ教育上ニ裨益アルハ勿論ニ候得共苟モ教授ノ順序ヲ慎(5)々ス施設方法宜シキヲ得サルトキハ却テ弊害可有之該科ノ実施ハ殊ニ慎重ヲ加フベキ義ニ付順序方法等其筋ニ於テ取調中之趣ニ有之本県小学校ニ於テモ教則中關科相成居候義ニテ曩ニ之レヲ師範学校教則ニ加ヘ且ツ小学教員ノ講習シタル等ハ将来ノ準備ニ過キサル義ニシテ逐テ実施ノ布達相成候迄ハ一般生徒ニ教授スベキ義ニハ無之由本県学務課ヨリ通牒有之候条為念此段当掛ヨリ御通知ニおよひ候也

明治十六年六月十九日

下高井郡役所学務掛 印

第三番学区訓導御中 ¹⁸⁾

音楽唱歌の実施は教育上有益であるとした上で、適切な順序に顧慮しなかつたり、施設や方法が適当でないのに実施に踏み切るとすれば、却って弊害が多い。それゆえ、音楽唱歌の実施は慎重でなければならない。唱歌を師範学校の教則に加えたり、小学校教員に唱歌の講習を実施したのは、将来に向けての準備のためである。準備が整うまで、しばらく唱歌の実施を見合わせるようにとの通知である。能勢主導による急速な唱歌教育の県下への導入・普及に対するアンチテーゼとも言える。

このような下高井郡から出された通知文と同様の論調が、長野県教育の現況を報告した下記の記事の中にも見られる。筆者の正木直太郎は上田出身で、後に県師範学校長及び信濃教育界会長を務めることになる人物である。

唱歌ノ事

本県師範学校長能勢君ハ至ツテ唱歌好キニテ赴任スルヤ直ニ師範学校ヘ施シタル由 コノ唱歌ハ教員等皆如何ナルモノナルヤ聞キテ見タシ又自身ニナシタシトノ思想ヲ懐キ居リタル処恰好シ師範学校ニテハ唱歌ヲスル由行キ見ルベシトテ続々聴キニ出掛ケ其ノ内軽卒(ママ)ナルモノハ見取りニテ帰校ノ後直ニ生徒ニ実施シタルモノモアリタル由 又郡長等モ我郡内ニテハ唱歌ヲ実施スルトテ高慢スルノ有様ナリシ 本郡ニ在テモ教員等皆之ヲ聴カント欲スル久シ 動モスレハ他郡ノ軽卒ナル真似ヲナサントスルノ勢ヒ至レリ 又其難易ヲ小生ニ質スアリ 是ノ如キ有様ナル故ニ昨年十二月教員総集会ノ節軽忽ニナスベカラサルコトヲ述ヘ正シキ順序ヲ経テ之ヲ実施スルヲ可トスルノ意

ヲ表シ其時ニ東京音楽伝習所ヨリ教員一名聘シ唱歌伝習所ヲ開設シ各学校ヨリ伝習生ヲ派出シテ講習セシメ其成タルヲ待チテ一般ニ施術センコトヲ企望セリ 衆教員ノ賛成ヲ得就キテハ其手順ヲ以テ開設センコトヲ約セリ 次キテ本年前述スル如ク授業法講習アリテ益々前説ヲ実施セントスルニ至レリ 由リテ本年三月本郡教育会ヲ開設シ唱歌教師ヲ音楽伝習所ヨリ聘シ小県中学校内にニ唱歌伝習所ヲ開設スルコトニ決シタリ 抛リテ音楽伝習所ニ照会ノ上一名ノ唱歌教師ヲ聘シ五月十日ヨリ茲ニ唱歌伝習所ヲ開設シタリ此伝習生充分成就ノ時并ニ楽器及ヒ授業法ノ整フヲ待チテ之ヲ全郡ニ実施スル目的ナリ (以下略)¹⁹⁾

能勢に対しては「至ツテ唱歌好キニテ」というように軽く揶揄し、師範学校での講習から帰ってすぐに唱歌を子どもたちに指導する教師の行動を「動モスレハ他郡ノ軽率ナル真似」に等しいと批判している。この文章にもあるように、正木の勤務地小県では、既に同年5月から既に郡下の教員を対象に、唱歌の講習会を実施していた。指導者は4月に小県中学校へ着任した吉田喜佐である。吉田は音楽取調掛の正規伝習修了生である。吉田の人事は小県郡から直接音楽取調掛へ要請がなされ、伊澤の推薦により実現した人事であった。能勢や県師範学校を通してのものではない。吉田は小県中学校で唱歌を教えるだけでなく、郡内の教師たちのために、5月から開所された唱歌伝習所で唱歌の指導をおこなった。このような伝習所は明治20年代に入ると全国で盛んに開所されることになる。この小県郡の伝習所は、今日知ることの出来るものの中で、もっとも早い時期に開かれたものである。

以下の文書は、小県中学校で唱歌の授業を実施することについての認可を、当時の大野県令に対し正式に仰いだものである。10月に出された文書であるが、上記の通り、吉田は既に4月の時点で同中学校へ着任している。半年後のこの文書は、おそらく試用(試補)期間を過ぎての正式採用に際して必要とされたものだったのではないか。

明治十六年十月卅日受付 甲小第九二四号

本郡小県中学校教則中唱歌之儀今般実施致シ度候ニ付該科課程楽器図書教授之法及ヒ該科教員履歴書相添へ上申仕度此段御認可奉願候也

明治十六年八月 小県郡第一番学区学務委員 長野県令大野誠殿 高桑起造[㊤]

甲

唱歌科課程

初等中学科第一年前期ヨリ同第二学年後期迄	単音
初等中学科第三年前期ヨリ同第四年後期迄	複音
高等中学科第一年前期ヨリ同第二年後期迄	諸重音

楽器

風琴 箏 胡弓

図書

図書名	卷冊記号
小学唱歌集	初編二編 二冊
唱歌掛図	初編
同	初編続
年月	著訳者氏名

明治十四年十一月 文部省音楽取調掛編纂

明治十六年

明治十四年六月 文部省音楽取調掛編纂

明治十五年四月 同

出版社氏名

文部省蔵版

文部省蔵版

同

教授方法

教授方法ハ専文部省音楽取調掛ニ於テ現ニ施行セラル、所ノモノニ拠ル

履歴書

東京府下日本橋区蛸殻町二丁目拾四番地

平民吉田芳平妻

吉田 喜佐

安政四巳年 六月八日生

- 一 文久年二月中私立筒井小学校へ入学
 - 一 元治元年九月中三絃清元延寿太夫ヨリ伝習
 - 一 明治十年六月吉田芳平へ入嫁ス
 - 一 同十四年三月五日志願ニ付音楽生ニ入ル
 - 一 同十五年二月十三日証状下附相成ル
 - 一 同十六年四月迄入学
 - 一 同年同月長野県小県郡ノ聘ニ応シ上田ニ至リ唱歌ヲ講習ス
- 右相違無之候也

明治十六年十月

吉田喜佐 印

20)

使用する楽器も「風琴 箏 胡弓」とあり、バイオリンは含まれていない。また「教授方法ハ専文部省音楽取調掛ニ於テ現ニ施行セラル、所ノモノニ拠ル」という一文は印象的である。正規の中央の方針に沿って唱歌教育を行うという考えの表明であり、一方で、能勢の唱歌教育の進め方への批判でもあるといえるのではないか。

おわりに

以上、能勢栄を軸に、長野県における唱歌教育の導入期の様子について史料をもとに述べてきた。明治10年代の長野県における唱歌教育の導入にあたって、能勢の果たした役割とその存在はきわめて大きかったと言える。能勢の専門は教育学の分野である。にもかかわらず、バイオリンを演奏し、自ら唱歌実践の先頭に立った。同じ黎明期の唱歌教育に関わった伊澤修二とは、断じることはむずかしいにしても、能勢の方がより音楽そのものやその音楽が実際に息づく実践の場に近い位置にいたように思われる。しかしながら、長野県において、その強引とも言える彼の手法は、やがて反発や批判を招くことになる。能勢は師範学校着任からわずか3年3ヶ月後の明治18年10月に長野県を去ることになる。その理由や経緯、能勢の唱歌教育に対する基本的な考え方、吉田喜佐の小県郡での唱歌教育をめぐる伊澤修二の考え方の相違、長野県以外の地方都市における状況などについては稿をあらためたい。

註

- 1) 山住正巳『唱歌教育成立過程の研究』東京大学出版会, pp.155～156, pp.179～190, 昭和42年
田甫桂三編著『近代日本音楽教育史I』学文堂, pp.162～171, 昭和55年
- 2) 「長野県小学校教則」明治15年4月『長野県教育史 第十卷 史料編四』p.180, 昭和50年
- 3) 「長野県小学師範学校教則」明治13年11月『長野県教育史 第十卷 資料編四』pp. 857～858
- 4) 「長野師範創立七十周年記念号『御橋』より」『信州大学教育学部九十年史』p.72
- 5) 市川本太郎『長野師範人物史』信濃教育会出版部, p.26, 昭和61年
- 6) 「長野県師範学校教則」明治15年9月『信州大学教育学部九十年史』p.74
- 7) 「長野県師範学校通則」明治15年9月『信州大学教育学部九十年史』p.76
- 8) 「長野県師範学校規則」明治15年10月『長野県教育史 第十卷 資料編四』p.882
- 9) 「信濃毎日新聞」明治15年11月7日付
- 10) 『信州大学教育学部九十年史』p.81
- 11) 洋楽文化史研究会第41回例会での筆者の発表（「地方における唱歌教育の黎明～明治10年代の長野県の唱歌教育について～」）後の質疑応答での同氏による発言内容から多くの示唆を受けた（2006年11月4日, 東京大学教養学部）
- 12) 「信濃毎日新聞」明治16年1月14日付
- 13) 「信濃毎日新聞」明治16年2月14日付
- 14) 「音監経伺書類 音楽取調掛 明治十六年」『長野県教育史 第十卷 資料編四』p.913
- 15) 「訓導総代出頭につき上伊那郡達 明治十六年一月」『長野県教育史 第十卷 資料編四』p.909
- 16) 「信濃毎日新聞」明治16年1月28日付
- 17) 『信州大学教育学部九十年史』p.79
- 18) 『長野県教育史 第十卷 資料編四』p.257
- 19) 『東京茗溪会雑誌』明治十六年九月（『長野県教育史 第十卷 資料編四』p.915）
- 20) 『長野県教育史 第十卷 資料編四』pp.705～707

参考文献

- ・東京芸術大学音楽取調掛研究班編『唱歌教育成立への軌跡』音楽之友社, 昭和51年
- ・海後宗臣編『日本教科書体系 近代編 第25巻 唱歌』講談社, 昭和53年（第4刷）

(2006年12月15日 受理)